



あた ら ざいりゅう かんり せいど がいこくじんじゅうみんきほんだいちょうせいど
A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度

ないよう
(※2012.7.9 からの内容です)

あた ら ざいりゅうかんりせいど がいこくじんじゅうみんきほんだいちょうせいど
A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度 のトップ

ちほうにゆうこくかんりかんしよ てつづき

1-4 地方入国管理官署での手続

つぎ しんせい とどけで

○次の申請・届出をしていただくことが必要です。①～③については、新しい在留カードが交付されます。

しめい せいねんがっぴ せいべつ こくせき ちいき へんこう にちいない とど で

①氏名、生年月日、性別、国籍・地域を変更したときは、14日以内に届け出てください。

えいじゅうしゃ ざいりゅう ゆうこうきかん こうふ ねんかん およ さいみまん かた ざいりゅう ゆうこう

②永住者（在留カードの有効期間は交付から7年間です。）及び16歳未満の方で在留カードの有効

期間が16歳の誕生日となっている方は、有効期間が満了する前に、在留カードの有効期間更新

しんせい

申請をしてください。

ざいりゅう ふんしつ とうなん めっしつとう にちいない ざいりゅう さいこうふしんせい

③在留カードの紛失、盗難、滅失等をしたときは、14日以内に在留カードの再交付申請をしてください。

しゅうちゅうしかく りゅうがくせい ぎのうじしゅうせい けんしゅうせい かた しよぞくきかん へんこう ばあい にほんじん はいぐうしゃ

④就労資格や留学生・技能実習生・研修生の方は、所属機関が変更した場合、「日本人の配偶者

とう えいじゅうしゃ はいぐうしゃとう はいぐうしゃ みぶんしかく ざいりゅう かた はいぐうしゃ りこん しべつ

等」「永住者の配偶者等」など、配偶者としての身分資格で在留する方は、配偶者と離婚・死別した

ばあい にちいない とど で

場合に、14日以内に届け出てください。

ざいりゅうきかんこうしんきよか ざいりゅうしかくへんこうきよか さい あたら ざいりゅう こうふ

○在留期間更新許可や在留資格変更許可などの際に、新しい在留カードが交付されます。